

**犯罪被害者等基本計画案試案  
その2 - 3  
( 第9回検討会用事務局案  
に係る意見を踏まえた  
事務局案その2 - 3 )**

**[ 重点課題 及び ]**

**内閣府犯罪被害者等施策推進室**

## 重点課題

### 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により、その生命・身体に重大な被害を受ける。一刻を争う救命救急医療から後遺障害に対する長期にわたる治療や介護等の援助まで、身体的被害の回復・軽減のための支援が必要であり、犯罪被害者等がいつでもどこでも適切な支援を受けられるようにする必要がある。また、多くの犯罪被害者等は、当該犯罪が意図した直接的な身体的・精神的・財産的被害のみならず、犯罪等という悪意の攻撃（あるいは悪質な行為）の対象となったことにより、精神的被害を受ける。こうした精神的被害には、身体的被害に匹敵する重大なものもあり、しかも、放置されることで一層重篤となり、治療が困難になるので、身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある。

しかしながら、犯罪被害者等の治療を行える専門家・施設が不足しており、身近な地域で適切な医療や福祉サービスを受けられないとの指摘がある。特に、精神的被害に関しては、一般的に、自然に治癒するものである、個人の資質によるものであるなどの誤った認識から見過ごされやすいだけでなく、医療関係者においても理解が十分とは言えず、その診療やケアに関する研究の遅れや、専門家・施設の不足により、多くの犯罪被害者等が精神面の重い症状を負いながら、適切な診療やケアを受けられず、社会から孤立していると指摘されている。

また、犯罪被害者等が受ける身体的・精神的被害には、当該犯罪等によって直接もたらされるもの以外に、再被害によるもの、ないしは再被害を受けることに対する恐怖・不安によるものや、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要的にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害（二次的被害）がある。こうした再被害や二次的被害への恐怖・不安により、被害の申告をためらう犯罪被害者等もいると考えられる。

このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

#### （上記 に対する小西構成員意見）

「犯罪等という悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)・・・」で述べていることは、刑法で対象とするような犯罪の直接の被害ではなく、残虐な行為や、そのような場面が招来されたことによる被害者

等の体験が「精神的被害」をもたらすということであろう。精神医学用語で言えば犯罪被害者における「外傷体験あるいはそれに類似した体験」であり、そう考えると「悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)」の文章にある「悪」「行為の対象」という言葉は、適切ではない。加害者の「悪意」とはかかわりなく、犯罪被害等によって精神的被害を受けることがあるし、また交通事故の被害者、DVや犯罪を目撃する子ども、事故事件の遺族等は行為の対象でなくても深刻な精神的被害を受けうるからである。

「悪意の攻撃・・・悪質な行為)」の部分を「**予期せぬ突然の攻撃や悪質な行為等の対象となったり、それらに巻き込まれることにより、**」とするのが望ましい。

(上記 に対する小西構成員意見)

被害者の二次被害には、福祉関係者、医療関係者からのものも多い。重点課題におけるこの部分は、第十九条における「犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程」においての二次的被害を防止するという内容に対応しているが、相談や福祉医療関係職員の対応についての苦情と改善の要望は、被害者の意見聴取やパブコメにも見られており、また厚生労働省における医療福祉関係者の研修等も19条の項にも掲げられていることから、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害(二次的被害)の部分を、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされること、また治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害(二次的被害)とするべきである。

また、関連して「重点課題に係る具体的施策 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 3 . 保護、捜査、公判等の過程における配慮等」における「現状認識」の同様の部分の改訂も必要である。

(上記 に対する中島構成員意見)

(意見)

「当該犯罪が意図した直接的な身体的・精神的・財産的 犯罪等という悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)の対象となったことにより精

精神的被害をうける。」とあり、これは犯罪そのものの特質が重度の精神的被害をもたらすことを意味するものと思われる。しかし、小西委員の意見にもあるように、犯罪の多くは加害者の意図にかかわらず精神的な苦痛をもたらす、遺族は行為の対象者でなくても著しい苦痛を経験しているため、表現を変更したほうがよいと思われる。また、「精神被害には身体被害に匹敵する重大なものもあり、治療が困難になる」とあるが、精神的被害と身体的被害の比較を行う表現は、あまり適切ではない。「放置」という言葉は、あまり一般的でないことから、治療介入がおこなわれなままになっているという表現がよいのではないか。以下のような表現に変えることを提案する。

(修正案)

「…また、多くの犯罪被害者等は、当該犯罪が意図したによって直接的な身体的・精神的・財産的被害のみならず、~~犯罪等という悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)の対象となったことにより~~予期せぬ突然の攻撃や悪質な行為等の対象となったり、それらに巻き込まれることにより、精神的被害を受ける。こうした精神的被害には著しい苦痛をもたらす、身体的被害に匹敵する重大なものもありと同様に日常や社会生活の機能の障害にいたる場合が少なくない。このような精神的被害に対する適切な介入や支援が行われないことが症状の重症化や慢性化をもたらすことから、~~しかも、放置されることで~~層層篤となり、治療が困難になるので、身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある。…」

(上記 に対する中島構成員意見)

(意見)

「一般的に、自然に治癒するものである、個人の資質によるものであるなどの間違った認識」とあるが、自然治癒があるのは事実であることから、この標記が適切でないとの誤解が懸念される。誤解を防ぐために以下のような標記への修正を提案する。

(修正案)

「…特に、精神的被害に関しては、一般的に、ほとんどの被害者は治療や支援がなくても自然に回復治癒するものである、回復は個人の資質の問題によるものであるなどの誤った認識から見過ごされやすいだけでなく、医療関係者においても理解が十分とは言えず、…」

## 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等が、捜査や刑事裁判等に対し、「事件の当事者」として、事件の真相を知りたい、善悪と責任を明らかにしてもらい、自己の、あるいは家族の名誉を回復したい、適正な処罰により自らの正義を回復してほしいなどと願うことは当然である。事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとって最大の希望であり、その回復にとって不可欠であるともいえる。また、解決に至る過程についても、遺族がこれに関与することでその責任を果たせたと感じるなど、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する面もある。

しかしながら、現状について、犯罪被害者等からは、捜査や刑事裁判等は、加害者及び弁護士と、警察、検察、裁判所のみを主体として行われ、犯罪被害者等に認められた権利は貧弱であり、十分な情報も与えられず疎外され、証拠として扱われているに過ぎないという批判があり、刑事司法について社会の秩序維持という公益を図る目的が強調され過ぎているという指摘や、犯罪被害者等に信頼されない刑事司法は国民全体から信頼されないという指摘もなされている。

犯罪等には、社会の秩序を侵害するという面と個人の具体的な権利利益を侵害するという面があるが、人が被害者となる犯罪等の場合、一般的な感覚からは、両者は截然と区別されるものではない。社会が個人によって成り立っているように個人もまた社会の中にあるのであって、刑事裁判等において違法性と責任が明らかになり、適正な処罰が行われることは、社会の秩序を回復するというだけでなく、当該犯罪等による被害を受けた個人の社会における正当な立場を回復する意味も持ち、このことは、現実の問題として、個人の権利利益の回復に重要な意義を有している。刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが「事件の当事者」である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、「刑事司法は犯罪被害者等のためにもある」ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。

もとより、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、国家、社会、個人に関する様々な価値観の相克・変化を踏まえた歴史の所産でもあり、国家及び社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の時として衝突し、考量困難な種々の要請に応えるものでなければならない。そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する

取組を行わなければならない。